

サービスの選択とその向上のために

●事業者・施設を自由に選択し、サービスの向上を図ります

支援費制度では、サービス利用者は都道府県知事等が指定した複数のサービス提供事業者・施設の中から自ら選択してサービスを受けることができます。

これにより障害者の自己決定が尊重され、利用者本位のサービス提供が期待できるとともに、これまで行政からの受託者としてサービスを提供していた事業者・施設も、利用者である障害者と対等な契約関係のもとで主体的にサービスの質の向上を図ることが求められます。

その一方で市町村は、利用者がサービス提供事業者・施設を選択する際の手助けとなるように、十分な情報の提供や相談を受け付ける体制を整えていきます。



Q

サービスの選択にあたって、どのようにしたら事業者の情報が得られるのでしょうか？

A

市町村の窓口や相談支援事業を活用することが考えられます。また、社会福祉・医療事業団のWAM-NET(<http://www.wam.go.jp>)においても、指定事業者の情報提供がされることとなっています。

支援費制度の対象となるサービス(1)

●対象サービスは大きく2つに分けられます

支援費制度の対象となるサービスは、大きく分けて①施設サービス(施設訓練等支援)と②居宅サービス(居宅生活支援)の二つに分けられ、それぞれ次に示す、

3つの法令により規定される関係の支援(現行の措置制度によりサービス提供がなされているもの)がその対象となります。

身体障害者関係



●施設訓練等支援

①身体障害者更生施設

身体機能の維持・向上および日常動作能力等の治療・訓練を行う

②身体障害者療護施設

常時介護を必要とする障害者が対象で、治療および養護を行う

③身体障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う

●居宅生活支援

①身体障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

②身体障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う

③身体障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う

